

議案第13号

飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例（案）

（設置）

第1条 本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、飯能市公共施設等マネジメント推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共施設等総合管理計画（公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画をいう。）の策定及びその推進に関する事項について調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 知識経験者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、財務部管財課資産経営室において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1建設工事工法選定委員会の項の次に次のように加える。

公共施設等マネジメント推進審議会	会長	日額	9,000円
	委員	日額	8,000円

平成28年2月26日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
	支給区分	金額		支給区分	金額
省略			省略		
建設工事 委員会	建設工事 委員会	省略	建設工事 委員会	建設工事 委員会	省略
公共施設 等マネジ メント推 進審議会	会長 委員	日額 日額	男女共同 参画審議 会	男女共同 参画審議 会	9,000円 8,000円
男女共同 参画審議 会	男女共同 参画審議 会	省略	省略	省略	
備考 省略			備考 省略		